

(公印省略)
介高第1328-113号
令和3年10月29日

関係各位

群馬県健康福祉部
介護高齢課長 遠藤 英夫

介護支援専門員の資格期間に係る臨時的取扱いについて(訂正)

このことについては、令和2年8月19日付け群馬県健康福祉部介護高齢課長通知により、「令和2年8月19日時点で有効な介護支援専門員証をお持ちの方は、一律に有効期限を3年間延長する」こととしておりましたが、この取扱いに誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

御迷惑をおかけして誠に申し訳ありませんが、更新手続に遺漏なきようお願い申し上げます。

記

1 (訂正後の)臨時的な取扱いの内容

介護支援専門員証の有効期間満了日が、

A 令和2年8月19日～令和5年8月18日の場合

- ・有効期間満了後も3年間は資格を喪失しないものとします。
- ・ただし、更新手続を行った場合、有効期間は元の有効期間満了日(現在持っている介護支援専門員証の有効期間満了日)の翌日から数えて5年間となります。

B 令和5年8月19日以降の場合

- ・今回の臨時的取扱いの対象にはなりません。
- ・介護支援専門員証の有効期間満了日までに更新手続を行ってください。

2 臨時的な取扱いを受けるためには(上記1のAの方)

- (1) この臨時的な取扱いを受けるに当たって、特別な手続は必要ありません。
- (2) 今後、有効期限が切れた介護支援専門員証を提示する必要がある場合には、本通知を併せて提示することとしてください。

3 その他

訂正前の取扱いによって、既に更新手続を済ませている方(令和2年8月19日以降に更新手続をして、誤った有効期間(8年間)が記載された介護支援専門員証を交付されている方)には、訂正した介護支援専門員証を再発行する予定です。

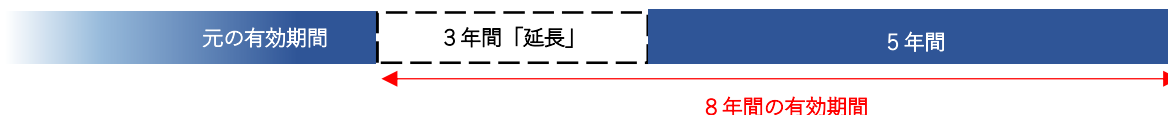
具体的な対応方法については別途通知しますので、お手数ですがよろしく申し上げます。

担当:企画・介護保険係 豊嶋
電話:027-226-2562(直通)
E-mail:kaigokou@pref.gunma.lg.jp

(参考)

臨時的取扱いの訂正内容に関する図解

【今までの取扱い】※こちらの取扱いは取消します。



【訂正後の取扱い】

介護支援専門員証

登録番号 10××××××

氏名 ○○ ○○

生年月日 ○○年○○月○○日

交付年月日 ○○年○○月○○日

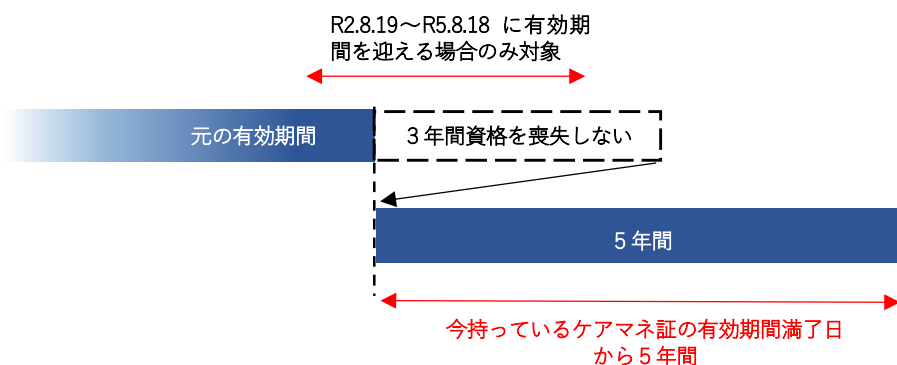
有効期間満了日 ○○年○○月○○日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。
群馬県知事

ここに記載されている有効期間を確認してください。

① 有効期間満了日が「令和2年8月19日～令和5年8月18日」の間に該当する場合

有効期間満了日に3年間を足した期間は資格を喪失しません。(ケアマネとして働けます。) 研修の受講体制が整い、更新手続きを行った場合には、今持っているケアマネ証の有効期間満了日の翌日から数えて5年間の有効期間が書かれたケアマネ証が発行されます。



② 有効期間満了日が「令和5年8月19日」以降に該当する場合

臨時的取扱いの対象外です。ケアマネ証に書いてある有効期間満了日までに更新手続きをおこなってください。